

事前質問への回答

No.	ご質問いただいた施設	問	答
1	認証保育所	今までの家庭への助成金の支給と同様に後から各家庭に支給するかたちで施設の保育料は現状のままでのよいのか、施設として保育料を変更しなくてはいけないのか。	世田谷区では各家庭への償還払いにて実施するため、保育料を変更する必要はありません。ただし、保育料以外は無償化の対象外のため、保育料以外の金額については、領収書等に内訳を明示していただく必要があります。
2	認証保育所	別途、オプションの形で発生する料金についてはどうなるのか	無償化の対象外となります。
3	認証保育所	利用者(保護者)への説明はいつ、どのような形で行われるのか。(既に施設に問い合わせも来ています。)	8月上旬頃、施設等利用給付認定の手続きのお知らせを3～5歳児及び非課税世帯の0～2歳児のご家庭へ発送します。そこに無償化のチラシも同封します。また、ホームページも随時更新していきます。なお、請求に関する具体的な手続き方法は令和2年1月頃の案内を予定しています。
4	認証保育所	今回対象となっているのは、0～2歳児では住民税非課税世帯のみとされていますが、それ以外の家庭は全くの対象外ということになるのでしょうか。	0～2歳児の非課税世帯以外の方は国の無償化制度の対象外ですが、これまで同様区の補助制度を継続します。金額等につきましては説明会にて説明いたします。
5	認証保育所	どういう方が無償化の対象になるのか、よく理解できていない。	認可外保育施設(企業主導型以外)につきましては、施設等利用給付認定を受けた3～5歳児クラス及び非課税世帯の0～2歳児クラスの方が対象となります。
6	保育室	保育室の場合は確認申請書を提出することで、3歳児(認可申込みで入園できなかった)は、給付の対象になりますか。	確認申請書をご提出いただければ給付対象施設となるため、3歳児も給付対象となります。
7	保育室	非課税世帯かどうか、園では把握しておりませんが区からお知らせが家庭に送付されるのですか。	無償化の開始にあたっては、No3に記載の通り8月上旬に各家庭へお知らせいたします。無償化開始後の対応については検討中です。
8	保育室	給食費はどのようにするのですか。	給食費は無償化の対象外のため、領収書等に内訳を明示していただく必要があります。なお、区の補助として対象とすることは検討中です。
9	ベビーホテル等	当園は、2歳児から5歳児で、今年度は東京都(7区6市;63名)神奈川(5区;61名)埼玉県(1市;2名)から通われているので、それぞれの対応をどうするのが知りたいです。	認定及び給付は居住自治体から行われるため、お住まいの自治体へ認定の申請及び給付の請求を行う必要があります。手続き方法等の詳細はお住まいの自治体へお問い合わせください。
10	ベビーホテル等	認可外保育施設及びスタッフに対する援助金制度はないのでしょうか。	現在のところ予定はありません。
11	ベビーホテル等	幼児と確認するのはどのようにすればよいですか。例えば母子手帳や医療証等でもよいのでしょうか。	利用者が無償化の対象となるかどうかは施設等利用給付認定を受けているかどうかで決まります。施設等利用給付認定を受けている方は、その旨の通知を持っていると考えられるため、この通知を確認する方法が考えられます。
12	ベビーホテル等	無償化の給付対象施設となり得るか?	今回、確認申請の依頼文をお送りしている施設については、確認申請書をご提出いただければ無償化の給付対象施設となります。
13	ベビーホテル等	幼稚園と認可外保育所等、1世帯で複数施設の補償を受けることが可能か。	複数施設の無償化の対象となるパターンとしては、主に以下の2つが考えられます。 複数の認可外保育施設を利用する場合 預かり保育が十分な水準でない幼稚園と認可外保育施設を利用する場合 以下のようなパターンは対象とならないため、ご注意ください。 認可保育園の利用者が認可外保育施設等を利用する場合。 預かり保育が十分な水準の幼稚園利用者が認可外保育施設を利用する場合 2号・3号認定のない幼稚園利用者が認可外保育施設を利用する場合。
14	企業主導型保育事業	保護者への周知の仕方、説明について	企業主導型保育事業は要綱等で定めた標準的な利用料(利用者負担相当額)が無償化の対象となり、代理受領の形で実施されるため、現在の保育料から利用者負担相当額を引いた保育料に設定する必要があると考えられます。また、利用開始時や退園時(小学校への進学を除く)には、利用者から居住自治体へ利用報告書または利用終了報告書を1ヶ月以内に提出いただくため、様式をお渡しいただくなどの案内が必要となります。